

総務教育常任委員会資料

(平成24年11月28日)

〔件名〕

- ・ 今冬の鳥取県庁舎の節電への取組について 【総務課】・・・1
- ・ 米子市営東山水泳場の県営化等について 【財政課】・・・2
（米子市内の2つの公営プールに係るあり方の見直し）
- ・ 鳥取県税条例の一部改正（産業廃棄物処分場税）に係る附帯意見への対応状況について 【税務課】・・・3
- ・ 第4回「県政推進に向けた県組織のあり方検討会議」の概要について 【業務効率推進課】・・・4
- ・ ふるさと納税の現状と促進の取組について 【財源確保推進課】・・・12
- ・ 拉致問題の早期解決に向けた取組について 【人権・同和対策課】・・・13
- ・ 「食のみやこ鳥取プラザ」の状況等について 【東京本部】・・・15
- ・ 首都圏における鳥取県・秋田県共同ハタハタPRの実施について 【東京本部】・・・17
- ・ 関西企業との商談会の実施結果等について 【関西本部】・・・18
- ・ 関西におけるIJUターン促進の取組について 【関西本部】・・・19
- ・ 関西における松葉がにのPRの取組について 【関西本部】・・・20
- ・ 株式会社カインズの倉吉支店開設に係る調印式の実施について 【関西本部】・・・21

総 務 部

今冬の鳥取県庁舎の節電への取組について

平成24年11月28日

総務課

今冬の中国電力管内の需給の見通しは、厳冬となることを想定しても予備率6%以上が確保できる見通しであるが、県庁舎として積極的な節電対策に取り組みます。

1 県庁舎の節電目標

節電目標として、平成22対比10%削減を目指す。

- ・H23年度実績は、本庁舎廊下照明のLED化や耐震工事による断熱化などにより平成22年度対比4.6%削減。
- ・H24年度は、空調用ポンプのインバータ化などによりさらに約5%の削減を見込む。

2 県庁舎の節電対策 12月1日～3月31日まで

○暖房温度の適正化（室温18℃設定）＜H18年度～＞

- ・暖房開始時間の厳格化（室内温度15℃以下又は外気温7℃以下で暖房開始）

○不要な照明の消灯や間引き点灯 ＜H11年度～＞

- ・執務室における始業前・昼休憩の消灯、窓側の日中消灯
- ・廊下等共用部照明の間引き（1/3点灯）

○換気設備等の間引き運転 ＜H24.7～＞

- ・地下駐車場排風機や倉庫等の換気ファンの間引き運転

○省エネ（節電）設備等の導入 ＜H25.1中旬～＞

- ・【新規】空調用ポンプのインバータ化

空調用の冷水や温水を送り出すポンプの回転数を制御

（参考）平成24年度夏季（7～9月）における県庁舎の節電の取組実績

○最大電力：H22対比▲6.3%…目標▲5%を達成

○電気使用料：H22対比▲8.4%…猛暑（特に7月末から8月）のため、目標▲10%未達成

	H22①	H23②	H24③	H24-H22(割合) ③-①(③/①)	H24-H23(割合) ③-②(③/②)
最大電力	1,426kW	1,346kW	1,336kW	▲90kW(▲6.3%)	▲19kW(▲1.4%)
電気使用量	771,330kWh	712,601kWh	706,504kWh	▲64,826kWh (▲8.4%)	▲6,097kWh (▲0.9%)

※最大電力：情報センター等外部団体を含む県庁舎全ての最大電力

※電気使用量：情報センター等外部団体の電気使用量を除く県庁舎全体の電気使用量

米子市営東山水泳場の県営化等について (米子市内の2つの公営プールに係るあり方の見直し)

平成24年11月28日
財 政 課

米子市内にある2つの公営プール（県営米子屋内プール・市営東山水泳場）について、いずれも老朽化が著しいことから、将来に向けた施設のあり方について県、市の実務者協議を重ねてきており、この度、以下のとおり大筋で合意しました。

なお、実務者協議では、米子コンベンションセンター負担割合のあり方についても議題としており、こちらについては、引き続き、協議を進めていきます。

1 県、市の合意事項

- (1) 米子市営東山水泳場（屋外・屋内）と鳥取県営米子屋内プール（体育館等の付随施設は除く）を交換する。
- (2) 水泳施設の交換までに、互いに所有者において必要な改修をする。
- (3) 交換の時期は、それぞれの施設に係る改修工事終了後とする。

2 プール交換についての考え方

(1) 東山水泳場

- 当該施設は、昭和60年「わかとり国体」の夏季大会（水泳）会場として、昭和58年に米子市が事業主体として整備。（※ただし、補助裏、起債の元利償還金は全額県が負担）
- 日本水泳連盟公認の50mプール&飛び込みプールを備えた屋外プールと、25m屋内プールを有した県内唯一の施設。
- 平成7年度以降、施設改修や運営については米子市が主体的に行うこととして覚え書きを交わしているが、公認プールを維持・管理するための財政負担が市財政に重くのしかかり、整備が遅れていたことから、これまで要望を受けていたところ。
- 実務者協議の中では、この施設が県の水泳拠点施設であることから、今後は、競技力向上のため、県営施設とすることが得策との判断に至った。
- 特に飛び込みは、国体や高校総体などで上位入賞するなど、鳥取県の”お家芸”であり、県営化することで、競技者が安心して練習に打ち込める環境整備を図ることとしたい。

(2) 米子屋内プール（皆生プール）

- 昭和55年、皆生温泉公園内の施設として25m屋内プールがオープン。その後、西部健康増進センタープールとしての位置づけを経て、平成12年に県営米子屋内プールとして存続。
- 年間延べ5万人以上の利用があるほか、アクアスロンの大会時にも使用。
- 米子市民による利用が大半であり、今後は、「市民プール」として米子市が主体的に維持管理することで、高齢者への介護予防施設などの機能も加えながら発展存続の方向。

鳥取県税条例の一部改正（産業廃棄物処分場税）に係る附帯意見への対応状況について

平成24年11月28日
税 務 課

平成24年9月定例会で可決された鳥取県税条例の一部改正（産業廃棄物処分場税）に係る附帯意見についての対応状況について報告します。

1. 条例改正の概要

現行制度を維持した上で、産業廃棄物処分場税の適用期限を平成25年3月31日から平成30年3月31日までの5年間延長。

2. 県議会附帯意見

平成23年4月1日以降、廃棄物処理法第12条第13項に基づき、自社処分を行う事業者には帳簿の作成・保存義務を課すとの改正がなされた。従って、産業廃棄物処分場税の適用期間延長に当たって、県は自社処分場を保有する廃棄物処理業者に対して、法に則り、適正な廃棄物処理を行うよう指導すること。

併せて、産業廃棄物に係る税制の導入について、隣県の兵庫県の理解を得るよう、努めるとともに県民や事業者に対して、税の目的や制度の周知を図ること。

3. 附帯意見への対応方針

(1) 自社処分場を保有する廃棄物処理業者に対する適正処理の指導

- ・平成23年法改正で自社処分場設置者に義務づけられた帳簿の作成・保存について徹底を図る。
- ・毎年6月末までに前年度の廃棄物処理状況を記載した帳簿の写しを県に報告するよう求める。
- ・報告内容に疑義があったり報告に応じない場合等については、立入検査により帳簿の写しと工事請負契約書との突合や埋立状況の確認等を行い、適正な廃棄物処理を指導する。

(2) 産業廃棄物税制の導入に係る隣県（兵庫県）の理解

- ・兵庫県との意見交換を担当部局で行い、理解を得ていく。

(3) 県民や事業者に対する税の目的・制度の周知

ア) 県民への周知

- ・県広報誌、新聞広告、県ホームページにより周知を図る。

イ) 事業者等への周知

- ・直接または関係団体を通じてチラシ及びパンフレットを配布する。
- ・排出量の大きな個別企業については直接訪問し、説明を行うことで周知を図る。
- ・建設業協会、産廃協会などの関係業界の総会等へも積極的に出席し、制度の趣旨について理解を求める。
- ・公共工事発注機関に対し、産廃税の計上が必要な場合については適正に設計金額に積算するよう、改めて通知を行う。

4. 関係者に対する説明

(1) 鳥取県産業廃棄物協会への説明（平成24年11月1日）

- ・鳥取県産業廃棄物協会理事会にて、附帯意見に対する対応方針を説明。
- ・自社処分場設置者に帳簿の写しの報告を求めることについて理解を得る。

(2) 特定納税義務者への説明（平成24年11月6日）

- ・因幡環境整備株式会社を訪問し、同社から提出された意見に対する本県の考え方や、附帯意見に対する対応方針を説明。
- ・県発注工事で同社が中間処理を請負う工事について、処理料金に産廃税相当額が適正に上乗せされているか、同社の協力を得て関係部局と連携のうえ、実態把握に努めることについて了解を得る。

第4回「県政推進に向けた県組織のあり方検討会議」の概要について

平成24年11月28日
行財政改革局業務効率推進課

第4回「県政推進に向けた県組織のあり方検討会議」（座長：谷本圭志 鳥取大学大学院工学研究科教授）（以下「検討会議」という。）を以下のとおり開催しましたので、その概要を報告します。

- 1 日時 11月20日（火）午後1時～1時40分
- 2 場所 県庁第34会議室（第2庁舎4階）
- 3 出席者 委員：5名、鳥取県：平井知事、野川総務部長、伊澤行財政改革局長ほか
- 4 概要

(1) 議題

総合事務所体制の見直し方針案について

- ・9月議会での議論を踏まえ修正した、第3回検討会議で示した総合事務所体制の見直し案について、各市町村からの意見、県政参画電子アンケート等も参考に意見交換

【意見交換に当たり、総務部が示した案の概要】

1 見直しの基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎的自治体である市町村の一層の機能強化による地方分権の推進 ○市町村との一層の連携と役割分担を図ることで、将来に向けてより良いサービスを住民に提供するための、新たな県の体制づくり 								
2 見直しの基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○3圏域（東部・中部・西部）体制を基本に集約 ○ただし、八頭・日野にも必要な機能・資源（組織・人員）を配置 								
3 圏域ごとの見直しのポイント	<table border="1"> <tr> <td>東部</td> <td>本庁の組織・人員の活用と商工労働分野などとの連携強化により、東部の広域振興及び八頭地域等の中域振興を推進</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>鳥取中部ふるさと広域連合での県と市町村の新たな連携体制の構築により、中部の地域振興を推進</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>日野地域の課題に対応する現地完結型と広域課題への対応力強化により、西部全体の地域振興を推進</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○町村への県職員派遣制度（町村の具体的な要望を踏まえながら、効果的な体制を検討） ○業務上独立性の高い県税部門は総合事務所体制から分離 ○権限等の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・現場重視の観点から、本庁から総合事務所への権限移譲の一層の推進と、併せて総合事務所長の裁量により活用できる予算を検討 ・市町村の希望を踏まえた上で、県から市町村への権限と財源の移譲を推進 </td> </tr> </table>	東部	本庁の組織・人員の活用と商工労働分野などとの連携強化により、東部の広域振興及び八頭地域等の中域振興を推進	中部	鳥取中部ふるさと広域連合での県と市町村の新たな連携体制の構築により、中部の地域振興を推進	西部	日野地域の課題に対応する現地完結型と広域課題への対応力強化により、西部全体の地域振興を推進	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○町村への県職員派遣制度（町村の具体的な要望を踏まえながら、効果的な体制を検討） ○業務上独立性の高い県税部門は総合事務所体制から分離 ○権限等の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・現場重視の観点から、本庁から総合事務所への権限移譲の一層の推進と、併せて総合事務所長の裁量により活用できる予算を検討 ・市町村の希望を踏まえた上で、県から市町村への権限と財源の移譲を推進
東部	本庁の組織・人員の活用と商工労働分野などとの連携強化により、東部の広域振興及び八頭地域等の中域振興を推進								
中部	鳥取中部ふるさと広域連合での県と市町村の新たな連携体制の構築により、中部の地域振興を推進								
西部	日野地域の課題に対応する現地完結型と広域課題への対応力強化により、西部全体の地域振興を推進								
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○町村への県職員派遣制度（町村の具体的な要望を踏まえながら、効果的な体制を検討） ○業務上独立性の高い県税部門は総合事務所体制から分離 ○権限等の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・現場重視の観点から、本庁から総合事務所への権限移譲の一層の推進と、併せて総合事務所長の裁量により活用できる予算を検討 ・市町村の希望を踏まえた上で、県から市町村への権限と財源の移譲を推進 								

※詳細は別紙のとおり

(2) 見直し案（修正後）に対する委員からの主な意見

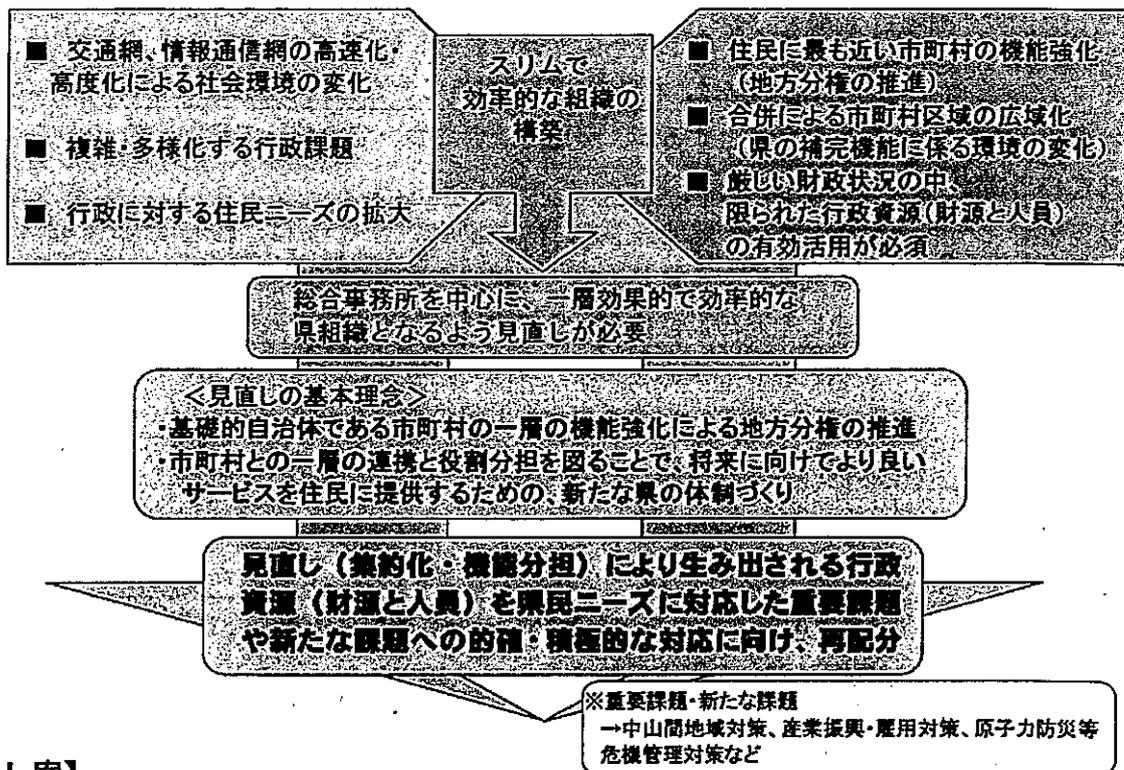
- ・今回の見直し案は、今まで議論してきた方向性を更に強化するような修正がなされたとの印象であり、人口減少の中で、組織のスリム化と併せ、地域の特色に対応した機能強化が可能となるような案となった。
- ・3圏域（東部・中部・西部）とも、バランスよく地域の実情に応じた案となった。
- ・それぞれの圏域を異なる体制にしたことは、限られた行政資源を有効に活用するという観点からも合理的な見直しだと思ふ。
- ・鳥獣対策において、八頭に専門的な組織・人員を配置し、全県をカバーするという案には、非常に好感を持った。
- ・農林分野は、地域ごとに内容も異なってくるので、各地域に必要な機能を残した見直し案は良いと思ふ。
- ・見直し方針の中に、県から「基礎的自治体」である市町村への権限・財源の移譲を進めるという考え方を打ち出していくことが、県組織のスリム化・効率化・重点化や地方分権にもかなう。

5 今後の予定

今議会での議論も踏まえた上で、最終的な見直し方針を決定し、次回常任委員会に報告。平成25年2月議会において関係条例の改正を提案するなど、平成25年度以降の組織編成に反映させる。

総合事務所体制見直し方針（案）

行財政改革局業務効率推進課



【見直し案】

～見直しの基本的な考え方～

- 3圏域（東部・中部・西部）体制を基本に集約
- ただし、八頭・日野にも必要な機能・資源（組織・人員）を配置

【圏域ごとの見直しのポイント】

東部	中部	西部
<p>本庁の組織・人員の活用と商工労働分野などとの連携強化により、東部の広域振興及び八頭地域等の中域振興を推進</p>	<p>鳥取中部ふるさと広域連合での県と市町村の新たな連携体制の構築により、中部の地域振興を推進</p>	<p>日野地域の課題に対応する現地完結型と広域課題への対応力強化により、西部全体の地域振興を推進</p>
<p>○<u>県民局機能（総合調整、地域振興）を本庁に移管した新たな体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部の広域振興及び八頭地域等の中域振興を担当する「<u>東部振興監（仮称）</u>」を本庁に置くとともに、地域づくり組織の一部として「<u>東部振興課（仮称）</u>」を設置 ・八頭に全県の鳥獣被害対策の中核となる組織・人員を配置 農林・県土の必要な現地機能を担う組織・人員も効果的に配置 	<p>○<u>現在の総合事務所体制を継続しつつ、市町村との新たな連携体制を推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鳥取中部ふるさと広域連合」との連携強化に向けて、先ずは県の観光担当職員が広域連合に常駐 	<p>○<u>日野地域以外と、併せて日野を含む西部全体の行政について所管する、新たな「西部総合事務所」体制</u></p> <p>○日野には「<u>日野振興センター（仮称）</u>」を置くとともに、日野地域の重要課題への対応や必要な窓口機能を果たす「<u>日野振興局（仮称）</u>」を設置</p>
<p>○町村への県職員派遣制度（町村の具体的な要望を踏まえながら、効果的な体制を検討）</p> <p>○業務上独立性の高い県税部門は総合事務所体制から分離</p> <p>○権限等の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場重視の観点から、本庁から総合事務所への権限移譲の一層の推進と、併せて総合事務所長の裁量により活用できる予算を検討 ・市町村の希望を踏まえた上で、県から市町村への権限と財源の移譲を推進 		

【圏域ごとの機能の考え方】

①東部

県民局機能	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁に東部の広域振興及び八頭郡等の中域振興を担当する責任者と組織を設置し、東部全体の振興への支援・連携を行う。 ・総務会計事務は、本庁に一元化することを目指し、可能な業務から本庁に集約。
福祉保健局機能	<ul style="list-style-type: none"> ・現状どおりとするが、両局の統合について継続して検討する。
生活環境局機能	
農林局機能	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興課、地域整備課、林業振興課については、鳥取と八頭の間で可能な業務を集約し、より効果的・効率的に機能を配置する。 ・八頭に全県の鳥獣被害対策の中核となる組織・人員を置く。
県土整備局機能	<ul style="list-style-type: none"> ・現状どおりの機能を鳥取、八頭に配置する。 ただし、業務内容等を考慮して課の再編を行う。
県税局機能	<ul style="list-style-type: none"> ・業務上独立性の高い県税部門は総合事務所体制から分離する。

②中部

県民局機能	<ul style="list-style-type: none"> ・「鳥取中部ふるさと広域連合」との有機的に連携した新体制を構築する。(観光振興分野から取組を始める。) ・県民局を地域振興局に改称し、中部地域の振興への支援・連携を行う。
福祉保健局機能	<ul style="list-style-type: none"> ・現状どおりとするが、両局の統合について継続して検討する。
生活環境局機能	
農林局機能	<ul style="list-style-type: none"> ・現状どおりとする。
県土整備局機能	<ul style="list-style-type: none"> ・現状どおりとする。ただし、業務内容等を考慮して課の再編を行う。
県税局機能	<ul style="list-style-type: none"> ・業務上独立性の高い県税部門は総合事務所体制から分離する。

③西部

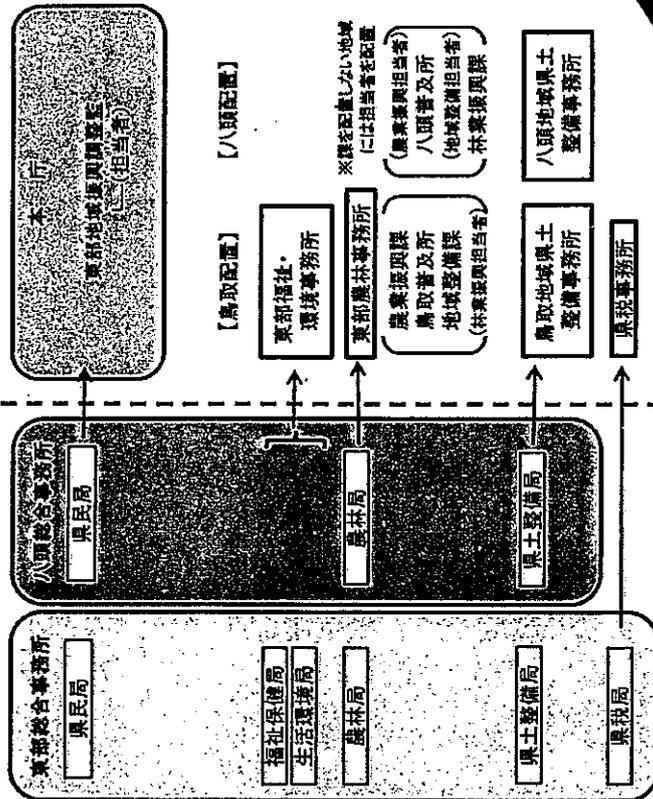
県民局機能	<ul style="list-style-type: none"> ・日野地域の専属課題については従前どおり日野で対応、日野地域以外及び西部全体の課題については米子で対応できるような体制を整備。 ・県民局を地域振興局に改称し、西部全体の振興への支援・連携を行う。 ・総務会計事務は、米子に一元化することを目指し、可能な業務から米子に集約。
福祉保健局機能	<ul style="list-style-type: none"> ・現状どおりとするが、両局の統合について継続して検討する。 ・日野福祉保健局の体制は西部に一元化するが、日野には引き続き福祉・保健・衛生の相談窓口等の機能を置く。
生活環境局機能	
農林局機能	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興課、地域整備課、林業振興課については、米子と日野の間で可能な業務を集約し、より効果的・効率的に機能を配置する。
県土整備局機能	<ul style="list-style-type: none"> ・現状どおりの機能を米子、日野に配置する。 ただし、業務内容等を考慮して課の再編を行う。
県税局機能	<ul style="list-style-type: none"> ・業務上独立性の高い県税部門は総合事務所体制から分離する。

総合事務所体制の見直し案（東部圏域）

第1次素案

（第2回検討会議で提案したもの）

現行



～本庁の資源を活用～

⇒総合事務所体制から、本庁に機能を移管した新体制の構築

～本庁の組織・人員の活用と施工労働分野などの連携強化により、東部の広域連携及び八頭圏域等の中核業務を推進～



東部振興課(仮称)
東部の広域連携を担うとともに、八頭圏域の中核業務を担当する職員を本庁の地場づくり組織の一環として配置

【鳥取配置】

東部福祉・環境事務所

東部農林事務所

農業振興課
鳥取普及所
地域整備課
(林業振興担当者)

鳥取地域県土整備事務所

県税事務所

【八頭配置】

東部福祉・環境事務所

農業振興課
鳥取普及所
地域整備課
(林業振興担当者)

鳥取地域県土整備事務所

県税事務所

東部農林事務所

農業振興課
鳥取普及所
地域整備課
(林業振興担当者)

八頭地域県土整備事務所

県税事務所

東部福祉保健事務所
東部生活環境事務所

東部農林事務所

農業振興課
(林業振興室)
鳥取普及所
地域整備課

鳥取県土整備事務所

県税事務所

八頭事務所(仮称)

農林業振興課
(農業振興室)
八頭普及所

八頭県土整備事務所

【八頭配置】

※福祉保健事務所、生活環境事務所の統合について検討

八頭事務所(仮称)

農林業振興課
(農業振興室)
八頭普及所

八頭県土整備事務所

県税事務所

調整後の見直し案

（9月議会以降の各種意見を踏まえたもの）

～本庁の組織・人員の活用と施工労働分野などの連携強化により、東部の広域連携及び八頭圏域等の中核業務を推進～



東部振興課(仮称)
東部の広域連携を担うとともに、八頭圏域の中核業務を担当する職員を本庁の地場づくり組織の一環として配置

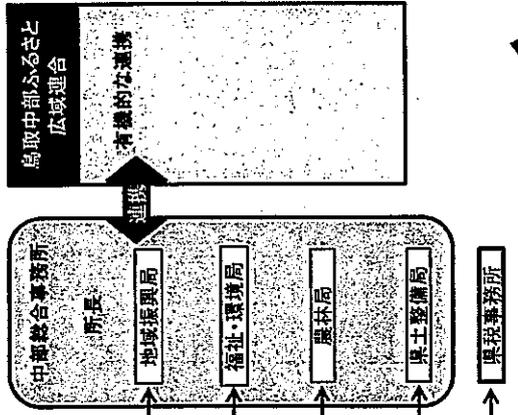
【検討会議委員の主な意見】
○窓口機能など、県民の利便性確保に十分配慮を。
○地方機関にも「足し算」の要素を加えるべき。
○県職員の市町村への駐在制の検討を。
【市町村の主な意見】
○県庁の中に八頭圏域を担当する機能を置くなどしてサードピス低下にならないこと。
○見直すのであれば、3町には県職員を常駐させるなどしてほしい。
○人数や名称にはこだわらないが、中山間地域対策を担うセクションがほしい。
○農商工連携の推進等のための窓口や、商工分野に強い県職員を配置してほしい。

【9月議会での意見】
○農業振興課を東部に集約し、八頭に担当者を置くかどうか検討。
○八頭管内の鳥獣被害は非常にひどい状態で、迅速な対応が求められる。(興治議員・代表)
【市町村の主な意見】
○八頭には鳥獣被害対策が重要。
【その他検討課題等】
○中山間地域対策については、鳥獣対策とセットでの検討が必要。
○福祉保健局と生活環境局を統合することについては、さらに検討が必要。

総合事務所体制の見直し案（中部圏域）

第1次提案 (第2回検討会議で提案したもの)

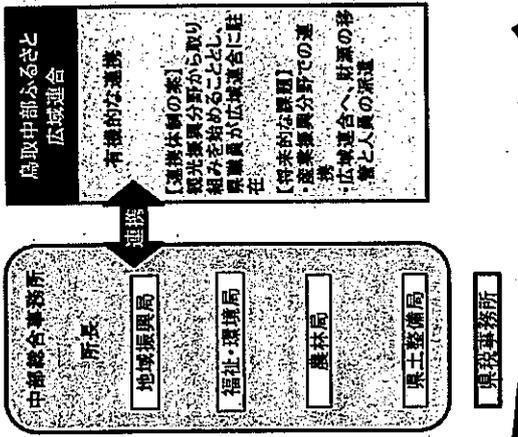
～行政間の重複の解消～
⇒鳥取中部ふるさと広域連合と連携した新体制の構築



【検討会委員の主な意見】
 ○地方機関にも「足し算」の要素を加えるべき。
 ○県議員の市町村への柱在制の検討を。
【市町村の主な意見】
 ○中部の観光振興のためには、インフラ整備を進めることが必要。
 ○観光は広域でやる必要がある。県は調整役を。
 ○広域連合に県議員を置くより、個々の町に置いたほうがよいのではないか。

第2次提案 (第3回検討会議で提案したもの)

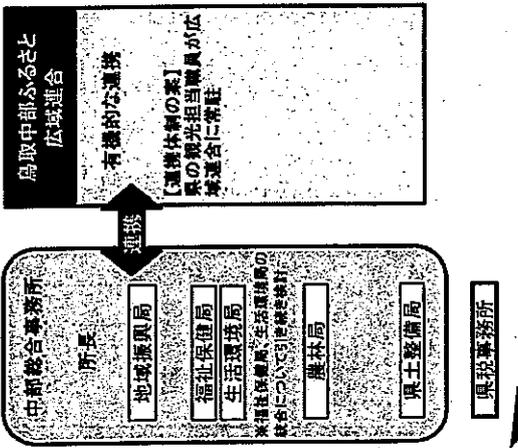
～鳥取中部ふるさと広域連合と連携した新体制の構築



【市町村・広域連合の主な意見】
 ○県議員の派遣は、一部の日だけの非常駐型では実効性が期待できず、「常駐」が望ましい。
 ○モデル的・実験的に観光振興から取り組むのはよい。
【その他検討課題等】
 ○今後の派遣体制の検討が必要。

調整後の見直し案 (9月議会以降の各種意見を踏まえたもの)

～鳥取中部ふるさと広域連合での県と市町村の新たな連携体制の構築により、中部の地域振興を推進～

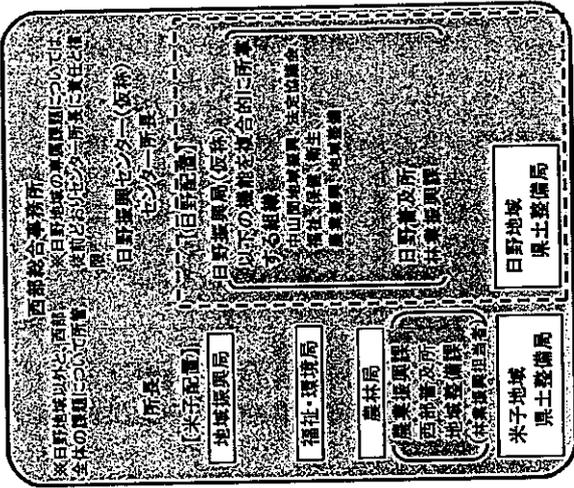


【市町村・広域連合の主な意見】
 ○県議員の派遣は、一部の日だけの非常駐型では実効性が期待できず、「常駐」が望ましい。
 ○モデル的・実験的に観光振興から取り組むのはよい。
【その他検討課題等】
 ○今後の派遣体制の検討が必要。

総合事務所体制の見直し案（西部圏域）

第2次素案

（第3回検討会議で提案したもの）
 ～広域課題と地域課題への機動的な対応～
 ⇒課題に即応できる新たな総合事務所体制の構築



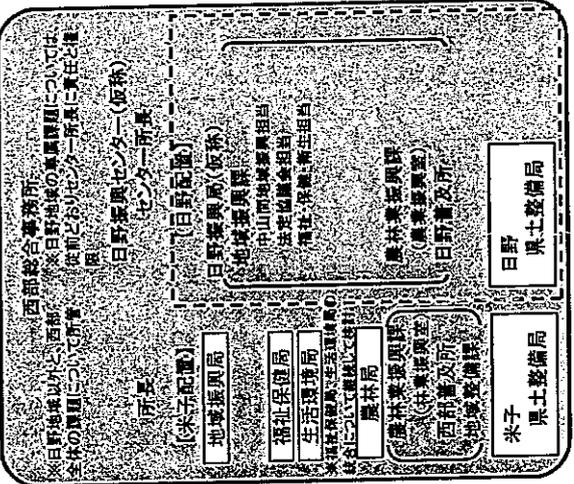
県政事務局

【検討会議委員の主な意見】
 ○窓口機能など、県民の利便性確保に十分配慮を。
 ○日野には何らかの機能を残すべき。
 ○地方機関にも「足し算」の要素を加えるべき。
 ○県職員の日野村への駐在制の検討を。

【市町村の主な意見】
 ○日野にもトップを置き、地域で即決できる権限と一定の財源をつけること。
 ○地域に合った特色もある見直しを。
 ○日野は、全国にも誇れる取り組みとして法定協議会を設置している。

調整後の見直し案

（9月議会以降の各種意見を踏まえたもの）
 ～日野地域の課題に対応する現地発想と広域課題への対応力強化により、西部全体の地域振興を推進



県政事務局

【9月議会での意見】
 ○日野地区のことを、地元の人材を配置すること。（内田（博）議員代表）

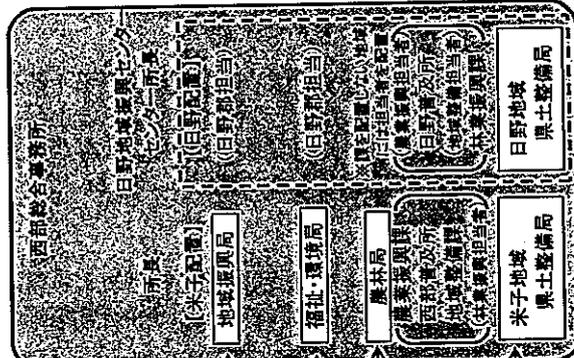
【市町村の主な意見】
 ○日野の責任者に権限と財源を与えてほしい。
 ○中山間地域振興を考えると、農林分野も含めた日野ならではの強みがある見直し案。
 ○福祉・保健機能については米子に集約し、日野での中山間地域振興の施策・体制は別途考えるべき。
 ○中山間振興担当、法定協議会、人員体制を合わせて強化すべき。

【その他検討課題等】
 ○福祉保健局と生活環境局を統合することについては、さらに検討が必要。

現行

第1次素案

（第2回検討会議で提案したもの）



県政事務局

調整後の見直し案に関して各市町村から寄せられた意見（概要）

業務効率推進課

主な意見	対応方針等
<p>1 文書での照会（平成24年11月1日付け実施）に対する意見</p> <p>(八頭町) 東部農林事務所八頭事務所（支所）には、現行と同様の権限を付与するほか、今後も町の農業の実態に即した適切・迅速な対応が実施されるよう、農林業振興課の機能を充実してほしい。</p> <p>(若桜町) 八頭地区は、鳥獣被害や農地・山林の荒廃など、農林業を取り巻く課題は深刻であり、そうした課題に即応できるよう、東部農林事務所八頭事務所（支所）の判断で決裁できるシステムの構築を求める。</p> <p>(倉吉市) 常駐という、当初より前向きな提案をいただいたが、命令系統が違う中で役割等が曖昧にならないか懸念。</p> <p>(琴浦町) ふるさと広域連合との連携強化については、関係市町と十分に協議を行い、拙速とならないよう望む。</p> <p>(日吉津村) 日野振興センターに置く「福祉担当」「保健担当」の業務内容及び人員体制を教してほしい。</p> <p>(日野町) 町村福祉事務所の支援体制を継続してほしい。</p> <p>(江府町) 福祉保健局の専門職としての機能が西部に一元化されることはやむをえないが、中山間地域である日野郡での福祉・保健・衛生に対応できる職員を日野振興センターに配置してほしい。また、企画立案のできる保健師による日野チームを編成し駐在又は配置するなど、保健・福祉の総合的な指導を願いたい。</p>	<p>⇒東部農林事務所八頭事務所（支所）には、現地に必要な機能（組織・人員）を置き、権限も与える。</p> <p>⇒（上記に加え）八頭には、全県の鳥獣被害対策の中核となる組織・人員を配置する。</p> <p>⇒現場で両者が業務を円滑に推進できるよう、指揮命令系統を整理する。</p> <p>⇒連携にあたっては、今後も引き続き関係市町と十分に協議を行っていく。</p> <p>⇒具体の人員等については今後さらに検討するが、「福祉保健局」の専門職としての機能は西部に集約、西部に「日野担当」を置く。なお、日野には、中山間地域振興などの地域課題に対し、福祉・保健等の視点も含めて対応する職員を配置する。</p> <p>⇒生活保護業務が重要性が高まる情勢の中、県の福祉担当部局や町村の意見も伺いつつ、今後も町村福祉事務所に対する必要な支援は行っていく。</p> <p>⇒「福祉保健局」の専門職としての機能は西部に集約するが、西部に保健師などで構成する「日野担当」を置く。なお、日野には、中山間地域振興などの地域課題に対し、福祉・保健等の視点も含めて対応する職員を配置する。</p>
<p>2 市町村への訪問（平成24年10月23日～11月8日に実施）時での意見等</p> <p>(鳥取市) 住民に身近な業務は市町村がスピード感をもって実施すべき。</p> <p>(智頭町) 鳥獣被害対策を打ち出すなど、八頭の農林分野について配慮したのはよいこと。</p> <p>(智頭町) 県民局の本庁への集約については異論ない。</p> <p>(倉吉市) モデル的・実験的に観光分野からふるさと広域連合と連携に取り組むのはよい。</p> <p>(倉吉市) 県職員のふるさと広域連合への派遣は、できれば2人がよい。</p> <p>(北栄町) 県職員のふるさと広域連合への派遣案が「常駐」とされたことはよい。</p> <p>(琴浦町) 観光に加え、将来的には産業振興の連携も検討するようだが、観光と同じ枠組みでうまくいくか疑問。</p> <p>(米子市) 今回の見直しはよいと思う。</p> <p>(日南町) 日野の農林は、それぞれ課長が責任をもって対応すればよいのであり、それらを束ねる現地の責任者までは必要ない。</p> <p>(日野町) 福祉・保健・衛生については米子に集約し、日野での中山間地域振興の施策・体制は別途考えるべき。</p> <p>(江府町) 中山間地域振興を考えれば、農林分野も含めた日野ならではの振興局設置は望ましい案。</p>	<p>⇒市町村の希望を踏まえた上で、県から市町村への権限と財源の移譲を引き続き検討していく。</p> <p>⇒まずは県の観光担当職員1名を広域連合に常駐させることから始めることとし、その成果や市町の具体的な要望なども踏まえながら、効果的な派遣体制となるよう継続的に検討していく。</p> <p>⇒まずは観光から連携に取り組むこととし、産業振興については、引き続き効果的な連携を検討する。</p> <p>⇒「福祉保健局」の専門職としての機能は西部に集約、西部に「日野担当」を置く。なお、日野には、中山間地域振興などの地域課題に対し、福祉・保健等の視点も含めて対応する職員を配置する。</p>



いずれの意見についても、調整後の見直し案において対応可能

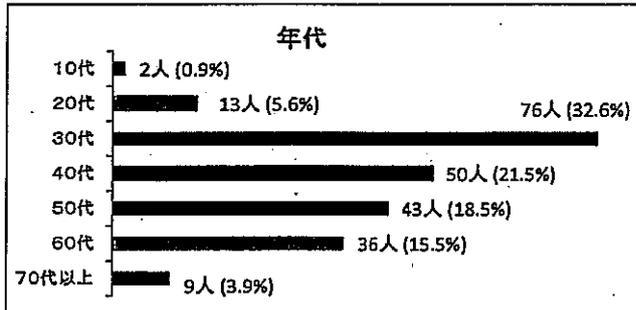
県政参画電子アンケートの概要

【実施状況】

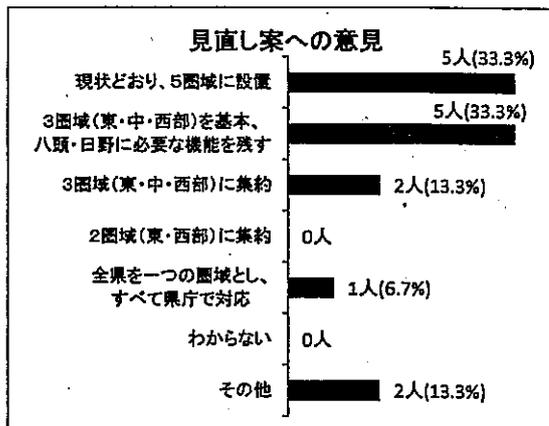
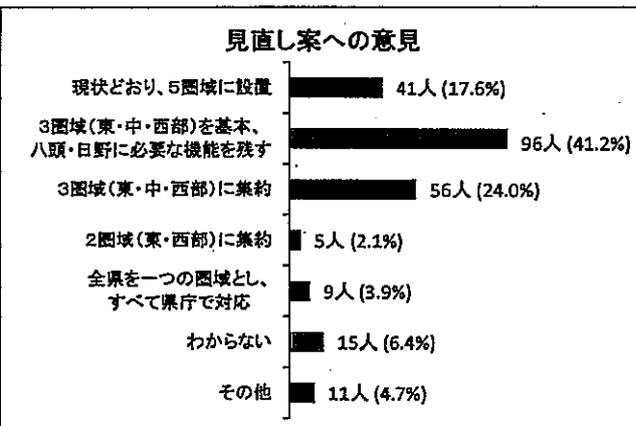
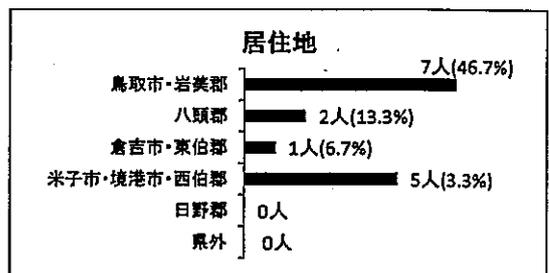
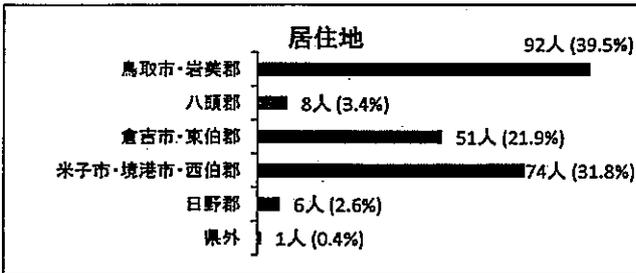
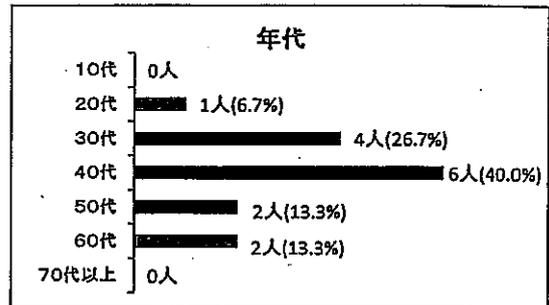
- ・実施期間：平成24年11月2日（金）から13日（火）までの12日間
- ・実施方法（会員）：登録会員（約290人）にメールでアンケートの実施を周知し、回答を依頼。
233人から回答。（男性108人、女性124人、不明1人）
- ・実施方法（一般）：県のホームページ（トップページの「新着情報」欄に掲載）で実施を周知。
15人から回答。（男性13人、女性2人）

【結果概要】

<登録会員回答>



<一般回答>



見直し案などについての自由記載意見(主なもの)

(会員)

- ・今回の見直し案で、3圏域に集約というのは良い。無駄は省くべきだが、八頭や日野などに必要な機能は残す方がいい。
- ・統廃合するのは良いが、山間部や人口の少ない地域が不便をこうむらないように考慮してほしい。
- ・効率化とインターネットを使用したもっとわかりやすい行政を推進してほしい。
- ・行政はスリム化、効率化を中心に機構改革が必要。
- ・国も県も二重行政を見直す時期にある。県と市町村も同様。

(一般)

- ・現在の案は中途半端だと考える。東部、中部、西部の3地域に完全に集約すべき。

ふるさと納税の現状と促進の取組について

平成24年11月28日
財源確保推進課

ふるさと納税については、制度の周知が図られてきたことに加え、その促進策の一つとして、昨年8月から、寄附者に贈呈するお礼の品（県産品）を充実させたところ、その反響は大きく、今年度に入っても大幅に寄附が増加している。（対前年同期：196.1%）

1 ふるさと納税による寄附受入実績の推移

区分	県		市町村		計	
平成24年度 (10/31現在)	988件	1,547万円	4,104件	7,233万円	5,092件	8,780万円
平成23年度	729件	1,412万円	5,132件	10,500万円	5,861件	11,912万円
平成22年度	364件	863万円	3,924件	10,186万円	4,288件	11,049万円

2 ふるさと納税促進のための取組

- 知事による県人会等でのPR（トップセールス）
- 高校同窓会と連携し、同窓会報へのパンフレット同封
- 心に響く「寄附活用報告書」による寄附者のリピーター化
- お盆・年末年始の帰省者・旅行者への主要駅や空港等でのPR、県職員などからの寄附依頼等
- 鳥取県ふるさと納税パートナー企業制度** … 寄附者に対するお礼と県の魅力のPR

パートナー企業数

年度	平成24年度	平成23年度
お礼の品数	55品目	36品目
企業数	47社	31社

平成24年度のお礼の品

農産物、肉類、海産物、加工品、酒類、お菓子類、民芸品等

- 〔例〕 奥日野米、らっきょうセット、鳥取和牛オレイン55、ぼたん鍋、ハム・ウインナー、地酒、ワイン、松葉がに、とうふ・あご竹輪、県内産牛乳のアイスクリーム、青谷和紙のランプシェード、鳥取民芸の皿

3 今後の取組

さらなる寄附促進のため、これまでの取組の一層の強化に加え、県産品等のPRや販売促進等の副次的な効果も期待し、平成25年度にふるさと納税の寄附者へ贈るお礼の品を提供していただく「鳥取県ふるさと納税パートナー企業」を以下のとおり募集する。

(1) 提供していただくお礼の品

鳥取県内で製造されている商品、栽培等されている農林水産物、県内施設でのサービス等で本県の魅力を体感できるもの

(2) お礼の品の価格

贈呈対象者（寄附額）	県負担額	お礼の品の価格
1万円以上3万円未満	5,000円	7,000円相当
3万円以上6万円未満	10,000円	14,000円相当
6万円以上	15,000円	21,000円相当

(3) 募集期間

平成24年12月3日（月）～平成25年1月10日（木）（期限後も随時募集）

(4) 募集の周知方法

ホームページやチラシのほか経済団体や金融機関等を通じて周知を図る。

拉致問題の早期解決に向けた取組について

平成24年11月28日

人権・同和对策課

日朝政府間協議が再開され、拉致問題解決に向けた具体的な成果が期待されるところです。

10月には本県出身の松本京子さんが拉致をされた月であり、11月は平成18年に政府が松本京子さんを拉致被害者として認定した月です。12月は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12/10～16)」があります。

すべての拉致被害者等の早期帰国の実現をめざした取り組み状況と、今後の取り組みについて報告します。

1 要望活動等

(1) 国要望

- ・7月16日「拉致問題の早期解決を願う国民のつどいin米子」で松原拉致問題担当大臣に要望書を手交
- ・8月29日に松原拉致問題担当大臣及び笠浩史民主党陳情要請対応本部副本部長に要望書を手交
- ・10月10日に田中拉致問題担当大臣に要望書を手交
- ・10月31日に藤村拉致問題担当大臣に要望書を手交(知事の会)
- ・11月13日に白内閣府副大臣に要望書を手交

(2) 7月20日開催の「全国知事会」において平井知事が発言し一千万署名活動への協力等が緊急決議された

(3) 救う会等が行う1000万署名活動への協力

- ・10月21日に県内5箇所において拉致議連等と連携をして署名活動を実施(署名数:1,662筆)
- ・庁内掲示板等を利用し、署名活動への協力を依頼(継続)
(署名数:11月21日現在 775筆)
- ・県のホームページ、県政だよりで周知(継続)
- ・電光掲示板、広告塔等で周知
- ・人権局、県民課及び各総合事務所県民局に署名用紙を設置(継続)
- ・出前講座等の場を活用して周知(継続)

2 啓発活動

(1) 出前講座(拉致問題人権学習会)

- ・4月～9月・米子市尚徳公民館他11箇所において実施
- 10月25日(米子市県(あがた)公民館) 11月17日(湯梨浜町橋津公民館)
- 12月4日(伯耆町岸本公民館) 12月11日(境港市上道公民館)
- 1月26日(鳥取市城北公民館) 2月17日(倉吉市上小鴨地区自治公民館協議会)

(2) 拉致問題啓発パネル巡回展示

- 10月1日～10月11日(東部総合事務所) 10月17日～10月31日(県立図書館)
- 10月18日～10月22日(米子市役所) 12月2日(倉吉未来中心:人権啓発フォーラム会場)
- 12月4日(伯耆町岸本公民館) 12月9日(境港市文化ホール)
- 12月10日～12月14日(米子市人権情報センター) 1月26日(鳥取市城北公民館)

(3) まんが「めぐみ」展示

- 10月21日～11月11日に国際まんが博西部会場にまんが「めぐみ」の外国語版(英語、韓国語、中国語)及び日本語版を配架

(4) 広報活動等

- ・とりネット、県政だより9月号及び県庁前電光掲示板(9月1日～9月30日)、中国電力片原変電所大型ビジョン(8月16日～9月17日)で署名活動への協力及び出前講座への参加を呼びかけた
- ・10月1日～11月30日にJR鳥取駅、倉吉駅、米子駅前広告塔において啓発及び署名活動への協力を呼びかけた
- ・人権情報誌「ふらっと」に「北朝鮮による拉致」の特集記事を掲載し、関係機関へ配付した
- ・県政だより12月号及び県庁前電光掲示板で、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12/10～16)」における取り組みを広報する予定

(5) ブルーリボンの着用促進

- ・人権局、県民課及び各総合事務所県民局にブルーリボンを設置し、希望者に配付(継続)
- ・職員向けにブルーリボン運動への協力を呼びかけた(継続)

3 その他

- (1) 帰国後支援について
県と米子市で事務担当者会議を8月1日に開催し、帰国後に想定される支援策等の確認及び情報共有を行った。今後も必要に応じ、事務担当者会議等を実施予定
- (2) 9月議会で「拉致被害者帰国時生活再建対策事業費」を補正予算として提案
- (3) 共通スローガン（「家族会」「救う会」が使用しているスローガン）の活用
ホームページ、広報紙、電光掲示板、広告塔、啓発チラシ等に広く活用（継続）
- (4) 全国集会等への参加

期日	場所	集会名	備考
4月28日	日比谷公会堂	国民大集会	
9月2日	日比谷公会堂	国民大集会	平井知事挨拶
9月17日	米子市ふれあいの里	救う会鳥取総決起大会	平井知事挨拶

■「北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12/10～16）」

平成18年に法律で定められました。

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成十八年六月二十三日法律第九十六号）

- 第四条 国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を設ける。
- 2 北朝鮮人権侵害問題啓発週間は、十二月十日から同月十六日までとする。
 - 3 国及び地方公共団体は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

■「人権週間（12月4日～10日）」

世界人権宣言が1948年12月10日に第3回国連総会で採択されたことに因み、法務省が1949年（昭和24年）から毎年12月4日から同月10日までを、「人権週間」と定めました。

鳥取県では、人権週間に係る取り組みとして、12月2日（日）に人権週間フォーラムを倉吉未来中心小ホールにおいて開催します。

「食のみやこ鳥取プラザ」の状況等について

平成24年11月28日
東京本部

鳥取県東京アンテナショップ「食のみやこ鳥取プラザ」を拠点とした、首都圏における県産品販路開拓の取組み状況等について報告します。

1 アンテナショップによる取組等 (平成24年8月～10月分)

＜テレビ・雑誌等での紹介＞

媒体	件数	主なもの
テレビ、ラジオ	2件	日本テレビ「PON」、テレビ東京「レディース4」
新聞、雑誌、フリーペーパー	7件	読売新聞(朝刊、夕刊)、東京新聞、毎日新聞、定年時代、メロガイド、D design travel
インターネット、その他	4件	新橋経済新聞、都営地下鉄浅草線車内広告、2012 ふるさとアンテナショップめぐりキャンペーン、ポリシヨイサーカス東京公演配布うちわ

＜店舗内催事等による＞延7事業者が試食販売などを実施 → 相対で首都圏の消費者に接し、ニーズ等を把握

催事の種別	件数	主な内容
物産販売 (試食販売含む)	5件	・温泉水素水、キムチ、参鶏湯、いちじく、いちじく加工品、めかぶ、烏骨鶏の卵の試食販売などの展示販売
体験学習、販売実習 (視察、地元PR含む)	2件	・鳥取湖陵高校による販売・接客体験 ・湯梨浜町による地元PRの実施

＜店舗外催事による＞首都圏で開催されたイベントにアンテナショップが出店し、県産品をPR販売

イベント	開催概要
山陰山陽観光物産フェア	8/1～2 日本橋
商店街と地方ととの交流物産館	9/6～7 新橋 SL 広場

2 デジタルサイネージの設置について

店舗のアイキャッチを高め、情報発信力を高めるために、1階大通り側に面してデジタルサイネージを設置しました。

今後、旬の県産品やおすすめ商品をはじめ、催事やイベント情報などを発信します。

＜設置日＞平成24年9月1日



3 運営状況

(1) 来客数・売上高

区分	物産店舗					レストラン			
	買物客数	営業日数	売上高(千円)			来客数	営業日数	売上高(千円)	対前年比
			対前年比	うち催事売上高					
H20年度	37,662名	211日	50,229千円		806千円	13,497名	171日	50,092千円	
H21年度	73,887名	361日	92,904千円		2,136千円	21,972名	291日	75,727千円	
H22年度	69,006名	362日	91,164千円	98.1%	2,764千円	18,545名	293日	60,283千円	79.6%
H23年度	80,358名	363日	119,671千円	131.3%	1,454千円	19,195名	292日	63,780千円	105.8%
H24年度									
4月	6,373名	31日	8,729千円	106.5%	35千円	1,357名	24日	4,112千円	78.0%
5月	6,504名	31日	9,083千円	111.8%	81千円	1,314名	24日	3,868千円	82.2%
6月	6,601名	30日	9,880千円	113.0%	8千円	1,424名	26日	4,072千円	76.6%
7月	6,924名	31日	10,774千円	119.0%	43千円	1,466名	25日	4,108千円	78.1%
8月	6,468名	30日	9,834千円	102.6%	85千円	1,626名	25日	4,161千円	66.4%
9月	6,569名	30日	10,869千円	106.1%	219千円	1,403名	23日	4,024千円	79.4%
10月	6,372名	31日	9,710千円	94.0%	39千円	1,578名	26日	4,182千円	69.9%
計	45,811名	214日	68,879千円	107.15%	510千円	10,168名	173日	28,527千円	75.3%
合計	306,724名	1,511日	422,847千円		7,670千円	83,377名	1,220日	278,409千円	

<最近の人気商品>

商品名		商品名		商品名	
1位	ゲゲゲの鬼太郎梨キャラメル	2位	ひきわり納豆	3位	ブーパン
4位	大山ソフトクリーム	5位	とうふちくわ・生		

(2) 運営スキーム 物件を県で借り上げ、運営を公募した民間事業者へ委託(公設民営方式)

【物販店舗】	売上の一定割合を運営事業者から徴収(～700万円:7%、～800万円:5%、800万円～:3%) H23年度売上金額 119,671千円 売上家賃比率 5.6% (運営事業者負担) 賃借料(年 27,056千円) - 売上納付金(6,699千円) = 実質県負担額 (27,056千円)
【飲食店舗】	賃料相当額を徴収(独立採算制) H23年度売上金額 63,780千円 売上家賃比率 20.2% (運営事業者負担) 賃借料(年 12,909千円) - 納付金(年 12,909千円) = 実質県負担額 (0千円)

(3) 費用対効果 (平成20年～23年)

各店舗のPR等を広告費に換算し、仕入額を県産品の売上として換算した①効果合計は394,875千円。
 物販店舗の売上手数料及び飲食店舗納付金(家賃相当額)にあたる②手数料収入は77,161千円。
 イニシャルコスト、ランニングコスト、情報発信経費等の③経費合計額は372,496千円。
 上記により、費用対効果は、①効果合計+②手数料収入-経費合計=99,540千円。

(4) 売上家賃割合の各県状況 事業者が県に支払う家賃相当額の売上に占める割合(固定家賃の場合は換算したもの)

項目		無償	5%未満	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上
道府 県数	物販店舗	16	7	5(鳥取)	—	—	—
	飲食店舗	5	5	1	3	1	1(鳥取)
※非公開の道府県を除く(物販店舗6、飲食店舗5)							

<参考>

1 事業棚卸し(8月31日開催)の主な指摘事項

物販店舗・飲食店舗ともに、メディア取り上げ件数の減、情報発信充実の店舗づくり・差別化、従業員教育、売上とアンテナ機能バランス、県内事業者からの評価の仕組みについて指摘を受けた。
 また、物販店舗においては、商品紹介・取扱決定商品数の減、催事出展者・チャレンジ商品の減、情報フィードバック・商品の開発改良数の減、店舗が雑然としている、こだわりの商品をとりそろえるべきなどの指摘を受けた。

2 平成24年度第1回 運営会議(11月6日開催)の意見等

物販について、「取扱商品は安定供給のみにこだわると鳥取らしさがなくなる」、「板わかめなど鳥取らしい商品を季節商品、希少価値として逆に売り出していくべき」、「外販は基本的に赤字になるがアンテナショップとして積極的にしてほしい」などの意見が出された。
 飲食については、「店の雰囲気割には値段が高い」、「幅広い方がポケットマネーで気軽によれる感じにしてほしい」、「(鳥取の食材だと)和食がほしい。(和食がないと)日本酒がだせない」などの意見が出された。
 また、「運営フレームを見直して県納付金を下げってもらうには、運営事業者も努力が必要」という意見も出された。

首都圏における鳥取県・秋田県共同ハタハタPRの実施について

平成24年11月28日
食のみやこ推進課
東京本部

ハタハタの主産地である鳥取県と秋田県が連携し、都内でハタハタPRを実施します。

1 秋田鳥取うまいぞ！ハタハタフェスティバル（共同PRイベント）

(1) 日時：平成24年12月1日（土）・2日（日） 両日午前10時～午後4時

(2) 会場：築地本願寺前広場（中央区築地3-15-1）

(3) 主催：鳥取県、秋田県、鳥取県産魚PR推進協議会、秋田県漁業協同組合

(4) 内容

- ・両県知事、さかなクン（山陰海岸学習館ギョギョバイザー）、加藤夏希（あきた美の国大使）によるトークショー（12月2日（日）のみ）
- ・両県ハタハタ料理（本県はハタハタ昆布メ井、一夜干し焼き、唐揚げ等）・特産品の販売
- ・両県伝統芸能の披露（因幡の傘踊り、なまはげ郷神楽）
- ・両県ハタハタの水槽展示
- ・鳥取県ブース（県観光PR等、鳥取市・岩美町観光PR） など

(5) その他

- ・東京メトロの協力により、築地駅とその周辺駅にポスターを掲示

2 秋田鳥取まるごと！ハタハタまつり（飲食店でのフェア）

(1) 期間：平成24年11月1日（木）～12月20日（木）

(2) 内容：首都圏飲食店40店舗における両県のハタハタを使った料理の提供

〈両県ハタハタが食べられる店舗（6店舗）〉

- ・帝国ホテル東京 ラ プラスリー

メニュー：はたはたのマリネ 食感の違う小玉葱を添えて

はたはたの備長炭焼き 濃厚な魚のスープを注いで

- ・笑龍[しょうりゅう] 渋谷西武店、笑龍 恵比寿店、中国飯店 代官山 花壇

メニュー：ハタハタの果実酢仕立て

ハタハタの中華風佃煮葉膳仕立て

- ・TRATTORIA CHE PACCHIA [トラットリア ケ パッキア]

メニュー：ハタハタと季節野菜のフリット

- ・力士料理 くらち 新宿別館

メニュー：ハタハタ一夜干しの炭火あぶり

〈鳥取県のハタハタが食べられる店舗（17店舗）〉

- ・稲田屋[いなたや]（日本橋店他首都圏6店舗）

- ・炉端かば（新宿西口本店他首都圏8店舗）

- ・季節料理 さん昇[さんしょう]

〈秋田県のハタハタが食べられる店舗（17店舗）〉

- ・秋田県アンテナショップ あきた美彩館他16店舗

3 昨年度の取組の成果

昨年度の首都圏飲食店フェアでつながりのできた食品問屋の株式会社日本産直市場（東京都）と県内水産物仲卸業者で継続して取引が行われており、本県産のハタハタをはじめとする鮮魚や水産加工品の取引の拡大につながった。

4 参考

秋田鳥取まるごと！ハタハタまつりチラシ（別添資料）

関西企業との商談会の実施結果等について

平成24年11月28日
関 西 本 部

県内企業と関西企業とのビジネスマッチングによるビジネスチャンスの拡大、県内産業の振興と雇用確保を図るため、(公財)鳥取県産業振興機構と連携を図りながら、関西に本社を置く大手企業や、本県の戦略的推進分野に関係する企業との商談会を実施した。

また、加入する関西の商工会議所の協力を得て、関西地区で開催される各種ビジネス商談会に県内企業と共同で出展し、さらに、鳥取県内の企業や研究機関の視察を実施した。

1 大手企業等との個別型商談会

個別面談型商談会を次のとおり実施した。今後は、面談結果を踏まえ、新規取引や販路拡大が図られるよう出展企業のフォロー等を行っていく。

(1) 「積水ハウス向けビジネスマッチング商談会 in 鳥取」(初開催)

- ① 企業名 積水ハウス 株式会社(本社:大阪市)
- ② 期 日 平成24年7月12日(木)、13日(金)
- ③ 場 所 鳥取県産業振興機構本部(鳥取市)並びに同機構西部支所(米子市)
- ④ 参加企業数 企業等20社
- ⑤ 今後の展開見込み 3提案について積水ハウス社内で継続検討中のほか、別途、新たに3社との面談を予定

(2) 「鳥取県LED関連企業商談会 in 関西」(初開催)

- ① 相手方 関西のLED関連商品を取り扱う企業19社
- ② 期 日 平成24年7月25日(火)、26日(木)
- ③ 場 所 鳥取県関西本部交流室
- ④ 参加企業数 鳥取県内でLED製造等を取扱う企業5社(商談件数 全42件)
- ⑤ 今後の展開見込み 15件について商談継続中、9件が検討保留中。

(3) 「シャープ-鳥取県商談会」(初開催)

- ① 企業名 シャープ 株式会社(本社:大阪市)
- ② 期 日 平成24年9月4日(火)から11月1日(木)にかけて、1社ごとに個別開催
- ③ 場 所 鳥取県関西本部交流室(大阪市)並びにシャープ社の各事業拠点
- ④ 参加企業数並びに提案案件数 企業等7社 提案案件数 10案件
- ⑤ 今後の展開見込み 4案件について、引き続きシャープ社内で継続検討中

※その他、関西大手企業2社との商談会を実施予定で先方と調整中

2 関西地区ビジネス商談会等への出展、鳥取県内視察の実施等

鳥取県が加入する関西の商工会議所の協力を得て、関西地区で開催される各種商談会に県内企業と共同で出展。また、関西の商工団体や企業による鳥取県内の視察を実施した。

(1) 関西地区での商談会・フェアへの出展

名 称	期 日	来場規模	鳥取県からの出展対応
東大阪産業展「テクノメッセ東大阪2012」	11月7日(水)、8日(木)		
マイドームおおさか(大阪市)		約1万人	鳥取県関西本部、デンバジャパン(株)
関西三都ビジネスフェア(予定)	11月28日(水)、29日(木)		
マイドームおおさか(大阪市)		約9千人	鳥取県関西本部、気高電機(株)
NIKKOフェア(予定)	平成25年2月6日(水)、7日(木)		
尼崎市中小企業センターほか(尼崎市)		約6千人	鳥取県関西本部、県内企業2社(予定)

(2) 関西の商工団体による鳥取県内視察

商工団体名	期 日	参加者数	内 容
守口門真商工会議所	9月11日(火) ~12日(水)	44名	菌茸研究所、大山乳業農協等の視察、倉吉商工会議所ほかとの意見交換
尼崎商工会議所 (食品関係部会)	10月26日(金) ~27日(土)	15名	東亜青果(株)、(株)氷温研究所等の視察、氷温協会会員企業との意見交換

※このほか、今後2商工団体による県内視察を実施する予定で調整中

関西におけるIJUターン促進の取組について

平成24年11月28日
関 西 本 部

関西本部では、県内企業への人材確保と県内への移住増加を図ることを目的に、(公財)ふるさと鳥取県定住機構等と連携しながら「就職支援」及び「いなか暮らし支援」事業を実施し、下半期においても引き続き鋭意取り組んでいく。

1 就職支援

(1) 中国5県IJUターン合同就職面接会 in 大阪 (初開催)

中国5県在阪事務所IJUターン情報交換会を契機に、岡山県の呼びかけにより今年度初めて実施した。

- ・期 日 平成24年10月17日 (水)
- ・場 所 梅田スカイビル タワーウエスト10階 (大阪市北区)
- ・内 容 来春卒業学生を主対象とした中国5県内を勤務先とする企業の就職面接会
- ・参加数 企業74社 (うち、鳥取県内企業:9社) 学生数129名

(2) 第2回県内企業と関西圏の大学関係者との就職情報交換会 (平成22年度から開催)

- ・期 日 平成24年11月27日 (火)
- ・場 所 ヒルトンプラザウエストオフィスタワー (大阪市北区)
- ・内 容 県内企業及び進出企業等の人事担当と大学就職担当との求人・就職活動等に係る情報交換
- ・参加者数 県内企業等:25社 大学:23大学 (予定)

(3) その他 (龍谷大学との連携事業等)

平成26年春卒業学生の就職戦線が始まる12月を控え、学内Uターン就職相談会、就職準備ゼミ等を実施

- ・龍谷大学中国5県合同就職相談会
平成24年11月17日 (土) 龍大深草キャンパス
- ・鳥取県Uターン就職準備ゼミ ※本イベントは、龍谷大学以外の全ての関西圏の大学生も参加可能
平成24年11月24日 (土) 龍大梅田キャンパス
- ・とっとり就職カフェ in 深草～鳥取県出身の先輩に就職活動の本音を聞こう!～
平成24年11月28日 (水) 龍大深草キャンパス

2 いなか暮らし支援

関係機関の協力を得て、イベント等での出張相談、セミナーを数多く実施したほか、移住を希望される方を対象とした県内への視察・体験ツアーを実施し、県内への移住(IJU)ターンの推進に取り組んだ。

(1) 移住説明会・セミナー

- ・新農業人フェア 平成24年7月7日 (土) 梅田スカイビル 相談数56名 (組)
- ・とっとり来楽暮カフェ 平成24年10月6日 (土) シティプラザおおさか 相談数12名 (組)
ほか5回

(2) 鳥取県内体験・視察ツアー

認定NPO法人ふるさと回帰支援センター「大阪ふるさとくらし情報センター」等の協力を得て、次のとおりの事業を実施した。

「鳥取県でいなか暮らし体験ツアー」

期 日: 11月23日 (金・祝) ~24日 (土)

行き先: 県西部 (米子市、境港市、大山町、南部町) 参加者: 約30名

参考) 以降の主な事業

- ・とっとり・しまね企業ガイダンス ※鳥根県との共同開催の合同就職面接会
日時: 平成24年12月22日 (土) 場所: 大阪国際会議場 (大阪市北区)
- ・鳥取県IJUターンBIG相談会 ※就職説明会、移住定住、就農等の相談を含む総合相談会
日時: 平成25年2月3日 (日) 場所: シティプラザ大阪 (大阪府中央区)

関西における松葉がにのPRの取組について

平成24年11月28日

関 西 本 部

11月6日(火)に解禁された松葉がにと親がにについて、消費拡大を促進するため、関西で初めてとなる「とっとり松葉がに祭り」をはじめ、テレビ、新聞等の媒体を活用して、関西の消費者に向けたPRを実施しています。

1 とっとり松葉がに祭り(関西初開催)

平成11年から賀露、網代、田後で松葉がにPRイベントを行ってきましたが、今年は網代で開催していた祭りを「とっとり松葉がに祭り」として大阪府堺市で初開催しました。関西の消費者に対して、親がに料理教室などを通じて、生の松葉がに、親がにの美味しさをPRしました。

- (1) 日時 平成24年11月10日(土)午前10時から午後3時まで
- (2) 場所 堺中央総合卸売市場内(大阪府堺市北区中村町607-1)
- (3) 主催 とっとり松葉がに祭り実行委員会(鳥取県漁業協同組合、鳥取県、岩美町、鳥取市)
- (4) 共催 大起水産株式会社
- (5) 来場実績 関西各地域から約1万5千人が来場
- (6) 実施内容
 - オープニングセレモニー(午前9時40分からステージにて)
 - ・実行委員長あいさつ(鳥取県漁協網代港支所長)
 - ・来賓あいさつ(市場開拓局長、岩美町長、鳥取市副市長)
 - PRイベント
 - ・かに釣り、かに汁販売、親がに料理教室、松葉がに・親がに販売、競り体験、タッチングプール、パネル展示、観光PR、クイズ、ビンゴゲーム

2 サンケイスポーツ 休刊日プレゼント企画(主催:鳥取県産魚PR推進協議会)

- (1) 日時 平成24年11月12日(月)
- (2) 内容 松葉がにのPR及び11月17日に賀露、田後で開催される「かに祭り」のPR

3 悠遊Westでの温泉及び松葉がにのPR(主催:県)

- (1) 日時 平成24年12月20日から
- (2) 媒体 「悠遊West」(高速道路SAに配架するフリーペーパー)
- (3) 内容 温泉及び松葉がにをPRする広告を掲載(1ページ)

4 毎日放送(ちちんぷいぷい)番組内での松葉がにのPR(主催:県)

- (1) 日時 平成25年1月10日(木)
- (2) 媒体 毎日放送 情報番組「ちちんぷいぷい」(月~金、14:55~17:45)
- (3) 内容 松葉がにの特徴等の宣伝及び松葉がにの視聴者プレゼントを行う。

5 関西本部メールマガジン及びホームページでの松葉がにのPR(主催:県)

- (1) 日時 平成24年11月1日(木)~
- (2) 内容 関西本部HPにて、美味しい松葉がにの選び方、かに汁等のレシピを掲載

6 関西の百貨店のお歳暮カタログに掲載された松葉がに

- 高島屋「鳥取松葉がに(雄1、雌3)」(境産、21,000円)
- 京阪百貨店「松葉がにセコがに詰め合わせ(雄1、雌3)」(賀露産、15,700円)

株式会社カインズの倉吉支店開設に係る調印式の実施について

平成24年11月28日
関西本部
産業振興総室
企業立地推進室

株式会社カインズ（本社：大阪市）が、業務拡大に伴い、倉吉市内に支店を新設することとなり、これを支援する鳥取県及び倉吉市との間で協定書の調印式を行いました。

1 企業概要

- (1) 名称 株式会社カインズ
- (2) 本社所在地 大阪府中央区南本町2丁目3番8号
- (3) 代表者 代表取締役社長 しんばし たかのり 新柄 孝典
- (4) 資本金 3,900万円（グループ全体）
- (5) 従業員数 42名（平成24年10月現在）
- (6) 事業内容 各種通信サービス取り次ぎ ほか

2 立地計画概要

倉吉市内の空きオフィスを活用し、支店を開設する。

- (1) 開設場所 倉吉市福庭町2丁目18
- (2) 事業内容 テレマーケティングサービス事業
(電話による映像配信サービスのPR業務)
- (3) 雇用計画 100名
- (4) 操業開始 平成25年1月（予定）

3 調印式

- (1) 日時 11月6日（火）午後1時から1時45分まで
- (2) 場所 知事公邸 第一応接室
- (3) 出席者

株式会社カインズ 代表取締役 新柄 孝典
倉吉市市長 石田 耕太郎
鳥取県知事 平井 伸治



